



子育て支援情報

岡・田子育て支援課 (☎ 82-1175)

市では、妊娠・出産から子育て期まで、切れ目のない子育て支援に力を入れて取り組んでいます。

NEW

出産祝金・入学祝金を支給します

次代を担う子どもの誕生や小学校入学を祝い、健全な育成を願うとともに、子育て世代から選ばれ住み続けてもらえるまちとなるよう給付金を支給します。

出産祝金

○祝金の額

新生児 1 人につき 50,000 円

(双子以上の場合、新生児数に応じて給付)

- 給付対象者 令和 4 年 4 月 1 日以降に生まれた新生児の養育者で、出生時点において出生児および養育者が本市の住民基本台帳に記録され、同一世帯に属している人 (外国人を含む)



入学祝金

○祝金の額

新入学児童 1 人につき 50,000 円

(双子以上の場合、児童数に応じて給付)

- 給付対象者 令和 4 年 4 月に小学校に新入学した児童の養育者で、入学時に児童および養育者が本市の住民基本台帳に記録され、同一世帯に属している人 (外国人を含む)



※いずれも生活保護受給者は対象外です。

※申請については、申請書に必要書類を添えて子育て支援課へ提出してください。

児童手当の制度が一部変更になります

①特例給付の支給に係る所得上限額が設けられます

10 月支給分から、児童を養育している人の所得が所得上限限度額を超えている場合、児童手当は支給されません。

- 児童手当等が支給されなくなった後に所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となります。
- 児童を養育している人の所得が所得制限限度額未満の場合は児童手当、所得が所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の場合は特例給付 (児童 1 人当たり月額一律 5,000 円) を支給します。

②現況届の提出が原則不要になります

毎年 6 月に提出していた現況届は、今年度から不要となります。ただし、次に該当する人は引き続き現況届の提出が必要です。

- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が本市と異なる人
- 離婚協議中で配偶者と別居している人
- その他、市から提出の案内があった人

